

丹波市立隣保館運営委員会に関する傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、丹波市立隣保館運営委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。ただし、開催会場の都合により分けることが困難な場合は、この限りでない。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、丹波市立隣保館運営委員会に関する委員会傍聴受付簿（以下「受付簿」という。）に必要事項を記載しなければならない。ただし、報道関係者及び会議を傍聴しようとする者の同伴する児童又は乳幼児については、この限りでない。

(報道関係者に係る手続)

第4条 報道関係者は、取材等のため会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を受けなければならない。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人（報道関係者を除く。）の定員は、会議開催場所に応じて委員長が定める人数とする。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに類するものを所持している者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は議事運営に支障となるおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、委員長の許可を得た場合には、この限りでない。

- (1) 静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに傍聴席を離れることその他の議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 会場においては、携帯電話は電源を切り、又はマナーモードに設定し、通話はしないこと。
- (4) 会場において、食事又は喫煙をしないこと。

- (5) 会場において、写真、ビデオ等の撮影及び録音をしないこと。
- (6) 会場においては、委員長及び係員の指示に従うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場等)

第8条 傍聴人がこの要領の規定を守らないときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

2 傍聴人は、委員会において会議非公開の決定があったときは、速やかに、退場しなければならない。

(傍聴人への会議資料の提供)

第9条 委員会は、傍聴人に会議資料（丹波市情報公開条例（平成16年丹波市条例第9号）第7条に規定する不開示情報が記録されている部分を除く。以下同じ。）を提供するものとする。ただし、委員長が委員会に諮り、提供することが会議の運営上適当でないとの決定がなされたときは、この限りでない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成28年8月5日から施行する。

(様式)

丹波市立隣保館運営委員会に関する委員会傍聴者受付簿

区分（いずれかに○）	氏名	備考
一般	・ 報道	
一般	・ 報道	